

第7号議案 『海外ティーチャーを日本へ招聘する際のガイドライン』 1、2の変更（報告）

①ガイドライン1 ギータジが亡くなったため変更。（総会終了後 変更）

<変更前>

5. 4についてはインド本部(ギータジ)へその旨を報告し、必要であれば許可を取り、年次報告も行う。

<変更後>

5. 4についてはインド本部へその旨を報告し、必要であれば許可を取り、年次報告も行う。

②ガイドライン2 現行のガイドラインの申請方法をデータ管理の利便性を図るため以下の方法に変更。（すでに変更済み）

<変更前> 申請者が申込書をダウンロード、書き込み→メール送信

1. アイアンガーヨガを学ぶ目的で海外ティーチャーを日本に招聘する協会員または協会員が代表を務める団体は、出来る限り具体的な開催日程や場所を記入した「海外ティーチャー招聘ワークショップ事前申請書」を協会に提出する。（申請書は協会ホームページよりダウンロード）

<変更後> 申請者がHP 上の入力フォームに入力→フォーム送信

1. アイアンガーヨガを学ぶ目的で海外ティーチャーを日本に招聘する協会員または協会員が代表を務める団体は、HP の「海外ティーチャー招聘ワークショップ事前申請書」のフォームに出来る限り具体的な開催日程や場所を入力後、送信する。（以下参照）

<https://www.iyengar-yoga.jp/event>